

令和8年4月1日から

空気の乾燥や強風などで林野火災の危険性が高まる場合に

林野火災注意報・林野火災警報

を発令します。

令和7年2月に岩手県大船渡市で発生した大規模林野火災を踏まえ、国の検討会で乾燥した気象条件等では「林野火災注意報・警報」を発令することが林野火災予防のため有効であるとされたことから、旭川市では火災予防条例を改正し施行しました。

「林野火災注意報」発令時には火の使用が制限され、努力義務が課せられます。

「林野火災警報」発令時には火の使用が禁止され、義務が課せられます。違反者は法により罰金又は拘留に処される場合があります。

発令対象期間は、4月1日から6月30日までであり、発令対象区域は、旭川市、上川町及び鷹栖町における森林（国有林、道有林及び市町有林・私有林等の一般民有林）に限定されます。

【「林野火災注意報」又は「林野火災警報」が発令されると、「森林」において、以下のとおり火の使用が制限又は禁止されます！】

- 火入れをしないこと。
- 花火を行わないこと。
- 火遊び・たき火・野焼きなどをしないこと。
- 喫煙をしないこと。特に、ガソリン・灯油等の燃料や、段ボール・新聞紙等の燃えやすい物の近くで喫煙をしないこと。
- たばこの吸い殻や灰を捨てる際は、火が確実に消えていることを確認し、始末すること。

【制限・禁止される行為の例】

火入れ・野焼き



たき火



キャンプファイヤー



かまど（薪）



可燃物の近くでの喫煙



【制限・禁止されない行為の例】

バーベキュー（木炭）



七輪（木炭）



ガス器具



※火の粉が飛散しない形態の火を使用する製品等（バーベキュー台（木炭）、七輪（木炭）、ガス器具など）を、それぞれの使用方法に従い使用する場合は、制限の対象外

乾燥した気象条件等で「林野火災注意報」・「林野火災警報」を発令した場合は、旭川市消防本部予防課のホームページ及びSNS（X）などへの掲載、消防車両等による巡回広報、消防庁舎等にのぼり旗を設置することでお知らせします。

詳細はこちらから（予防課HP）

※発令の有無のほか、発令対象区域や気象条件等の詳細を掲載しています。

